

令和3年第6回白石町議会臨時会会議録

会議月日 令和3年11月29日（月）（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	10番	吉岡英允
2番	岸川信義	11番	草場祥則
3番	友田香将雄	12番	井崎好信
4番	重富邦夫	13番	内野さよ子
5番	中村秀子	14番	西山清則
6番	定松弘介	15番	溝上良夫
7番	前田弘次郎	16番	片渕栄二郎
8番	溝口誠		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

9番 大串武次

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
総務課長	千布一夫	企画財政課長	坂本博樹
総務課長補佐	小野勉	職員係長	原修

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久原雅紀
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	吉岡英允	11番	草場祥則
-----	------	-----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案上程（提案理由の説明）
- 日程第4 議案第45号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

只今から、令和3年第6回白石町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

大串武次議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が出ておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程のとおりです。

地方自治法第121条の規定に基づき、議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、「吉岡英允」議員、「草場祥則」議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日間にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。
（「異議なし」を確認）
「異議なし」と認めます。
よって、本臨時会は本日1日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。
これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。

条例関係 2件

以上2件の議案を一括して議題とします。
只今上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日令和3年第6回白石町議会臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

今回、条例案件が2件ございます。

議案第45号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、
議案第46号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、

以上の2件につきましては、本年の佐賀県人事委員会勧告等により白石町職員及び特別職の給与等について改定をお願いするものでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。
それぞれ十分にご審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案内容の説明）

○千布一夫総務課長

議案第45号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

提案理由にありますとおり、令和3年8月10日付け人事院勧告及び令和3年10月15日付け佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、白石町職員についての給与改定を行うため、

「白石町職員の給与に関する条例」の一部改正をお願いするものでございます。

今回の改正の概要を申し上げますと、期末手当について、職員については、年額0.15月分、また、再任用職員については、0.1月分引き下げる内容となっております。

ただ今申し上げました改正内容を、今回、第1条と第2条に分けて改正しております。第1条が公布の日から施行することとしまして、本年12月期の期末手当について、職員については、0.15月分、再任用職員については、0.1月分引き下げるものでございます。

また、第2条は、令和4年4月1日から施行することとしまして、令和4年度以降において、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分し、6月期及び12月期共に、職員については、0.075月分、再任用職員については、0.05月分引き下げるものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表【第1条関係】1/2ページをお開きください。これは、本年12月期の期末手当の支給率について改正をするものでございますが、第19条第2項におきまして、職員の支給率を100分の127.5から100分の112.5へ0.15月分引き下げるものでございます。

第3項は、再任用職員に対する期末手当について規定をしておりますが、支給率を100分の72.5から100分の62.5へ0.1月分引き下げるものでございます。

次に、新旧対照表【第2条関係】2/2ページをお開きください。

これは、令和4年4月1日から施行することとしまして、令和4年度以降の期末手当の支給率について改正をするものでございます。

第19条第2項については、職員に対する期末手当について規定をしておりますが、令和4年度以降は、6月期及び12月期共に、0.075月分引き下げることとして、100分の120へ改正するものでございます。

第3項は、再任用職員に対する期末手当について規定をしておりますが、6月期及び12月期共に、0.05月分引き下げることとして、100分の67.5へ改正するものでございます。

以上で、ご説明を終わります。

ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第46号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

提案理由にありますとおり、「白石町職員の給与に関する条例」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございまして、議会議員及び町長等に対する期末手当の支給率を年額0.1月分引き下げるものでございます。

ただ今申し上げました改正内容を、今回、第1条が議会議員の本年12月期の期末手当について、第2条が同じく議会議員の令和4年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

また、第3条は、町長等の本年12月期の期末手当について、第4条が同じく町長等の令和4年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表【第1条関係】1/4ページをお開きください。

これは、議会議員に対する本年12月期の期末手当の支給率を改正するものでござい

ますが、第6条第1項におきまして、支給率を100分の167.5から100分の157.5へ0.1月分引き下げます。

次に新旧対照表【第2条関係】2/4ページをお開きください。

これは、令和4年4月1日から施行することとしまして、令和4年度以降の議会議員に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

令和4年度以降は、6月期及び12月期共に、0.05月分引き下げることとして、100分の162.5へ改正するものでございます。

次に、新旧対照表【第3条関係】3/4ページをお開きください。

これは、白石町長等に対する本年12月期の期末手当の支給率を改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を100分の167.5から100分の157.5へ0.1月分引き下げます。

次に、新旧対照表【第4条関係】4/4ページをお開きください。

これは、令和4年4月1日から施行することとしまして、令和4年度以降の白石町長等に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

令和4年度以降は、6月期及び12月期共に、0.05月分引き下げることとして、100分の162.5へ改正するものでございます。

最後に、今回の条例改正に伴います予算の減額補正につきましては、12月定例議会におきまして、ご提案をさせていただきたいと考えております。

以上で、ご説明を終わります。

ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第45号、「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

ちょっとお尋ねいたします。

国家公務員の人事院勧告に対する閣議決定では、期末手当調整が令和4年6月からということになっております。しかし町の条例では今度の12月から調整することになっておりますが、国公準拠の考え方からすればこの違いはなぜでしょうか。お尋ねします。

○千布一夫総務課長

まず今回の件の経緯についてご説明いたします。

今年度人事院勧告それから佐賀県人事委員会勧告等に鑑みまして、本町におきましても同じように本年12月支給の期末手当から引き下げることとして、条例改正の手續

きを進めていたところですが、11月12日総務大臣それから国家公務員制度担当大臣より人事院の勧告は国家公務員の給与他民間の給与にも事実上影響を及ぼすことから国の財源にマイナスの影響を与えることも念頭に置き対応していくことも重要であるため、今回の勧告については国税全般の観点特に現在検討が進められている経済対策等政府全体で取り組みとの関係も見極める必要がある。その際、本年度の引き下げ相当分を来年6月ボーナスから減額することで、調整を行うことも含め検討勧めてはどうかと考えているという発言がありまして、市町においては国の方針を基準として対応していただきたいと国より通知があったところですが、本町の対応としましては、従来より佐賀県に準じた対応をしてまいりましたので、今回も佐賀県に準じた対応を行うこととして県の対応の連絡を待っておりましたが、22日夕方県より連絡がありまして、佐賀県においては本年12月支給分から引き下げることと決定したとの連絡があり、本町におきましても県と同様の取り扱いをすることに決定をいたしましたところですが、

なお、今回佐賀県が本年12月支給から引き下げることと決定した理由を県の方にもお尋ねしましたが、佐賀県人事院勧告どおりに実施をしたという回答のみでありまして、明確な理由というのは把握できておりませんということで県に準じた対応を今回白石町の方も行ったという事でございます。それからあの県内全市町が今年12月支給分から引き下げをするというふうに進めているという状況のようでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

他に質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○中村秀子議員

この件につき反対討論いたします。

人事院勧告による給与引き下げは、2年続けて引き下げということでございます。

全国一律ということですが、昨年のコロナ禍しょうがないなというところでもございました。今年さらにコロナ禍の中でありましてさらにですね、今年災害・水害色んなことがありまして、町の職員の方々は豪雨の中水門を開けたり見守ったり避難所設営などを通年より多くの仕事をされておりました。そういう労働に見合う対価を支払われるのが当然のことではないかというふうに考えております。また、民間企業の給与というのは初任給16万円くらいでしたよね。本町の職員の高卒初任給は15万円ってないくらいでしたよね。そこら辺の見直しとかそこら辺何もないし会計年度採用職員の方とかも非常に労働の割には対価支払われていないと考えてみることも、もう一つはコロナがやっと収まって経済活動が、年末年始にかけて盛んになろうとする時に公務員の給与の引き下げというのはそういう経済活動にも大きな影響を及ぼしかねないことだと思います。国が来年に持ち越すという事でもありますけれども、本町に

つきましてもそういうふうな理由で公務員といえども労働者であるというようなことを考えれば、見送るという事が適当ではないかと思って反対討論といたします。

○片渕栄二郎議長

他に討論ありませんか。

(ありませんとの声)

これで討論を終わります。

これより議案第45号、「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立 多数 です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第46号、「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより議案第46号、「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立 全員 です。

よって、議案第46号は、原案の通り可決されました。

日程第6、日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第6、報告第6号、「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」

日程第7、報告第7号、「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」

これらの担当課長の内容証明は、文書によりこれに代えます。

なお、この文書は、内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長内容説明）

○千布一夫総務課長

報告第6号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」ご説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書をご覧ください。

本町消防団員が消防自動車を運転中に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。専決日は、令和3年11月4日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、損害賠償額24,200円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和3年8月21日午前9時20分頃、本町消防団員が防火水槽清掃活動で、駐車場内において消防自動車を後退した際、後方確認が不十分であったため、ブロック塀に接触し、ブロック塀を破損させたものでございます。なお、損害賠償額につきましては、全額、全国自治協会自動車損害共済で補填をしております。

以上で、ご説明を終わります。

○出雲誠学校教育課長

報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」ご説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書をご覧ください。

本町職員が学校敷地内で耕運機を走行中に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和3年10月18日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、損害賠償額17,787円を支払うものでございます。事故の概要でございます

が、令和3年7月6日午後4時35分頃、町職員が学校敷地内において作業を行うため耕運機のエンジンをかけながら走行していたところ、児童送迎のために校内に進入してきた保護者の自動車と接触し自動車に傷をつけたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国自治協会自動車損害共済で補填をしております。

以上で、ご説明を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本臨時会に付された案件は、終了しました。

これをもちまして、令和3年第6回白石町議会臨時会を閉会いたします。

9時45分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年11月29日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 久 原 雅 紀